

平成12年 雇 用 保 険 法

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

〔問 10〕 労働保険に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 労働保険料のうち一般保険料は、原則として事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払われた賃金総額に保険料率を乗じて算定されるが、賃金総額を正確に算定することが困難な請負による建設の事業については、都道府県労働局長が決定した額に保険料率を乗じて算定される。
- B 民間の個人経営の林業の事業であって、常時5人未満の労働者を雇用するものは、労災保険及び雇用保険の両保険について暫定任意適用事業となる。
- C 労災保険に係る中小事業主等の特別加入者についての保険料である第1種特別加入保険料は、当該特別加入者に支払われている報酬総額に保険料率を乗じて算定される。
- D 雇用保険の一般被保険者であっても、保険年度の初日において64歳以上の労働者については、被保険者の負担すべき一般保険料が免除される。
- E 国、都道府県及び市町村の行う事業は、労災保険に係る保険関係と雇用保険に係る保険関係ごとに別個の二つの事業として取り扱い、一般保険料の算定、納付等をそれぞれ二つの事業ごとに処理するいわゆる二元適用事業とされている。